

高校生等奨学給付金について

※ 返済不要の給付金です。

生活保護受給世帯では、この給付金を『就労や早期の保嬰法に資する経費』に充てた場合、生活保護における収入認定から除外されます。具体的な給付金の活用方法については、生活保護担当の保健福祉事務所等に相談してください。

宮城県では、低所得世帯の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、下記1の要件を満たす私立高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く。))の生徒の保護者等に対して『高校生等奨学給付金』の制度を設けています。

1 支給を受けるための要件

基準日（4月入学者は、7月1日）に次の要件を全て満たすこと

- ① 保護者、親権者等が宮城県内に住所を有していること
- ② 保護者等の全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（生業扶助受給世帯を含む）であること
- ③ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学していること
- ④ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

**基準日にさかのぼって要件を満たすこととなった場合は、学校へ連絡してください。
（この場合、支給できない場合もあります。あしからず御了承願います。）**

2 支給予定額（対象生徒1人あたりの年額）

区 分	通信制以外(全日制・定時制等)	通信制
生業扶助受給世帯	52,600 円	
非課税世帯・第1子 (生業扶助受給世帯を除く)	103,500 円 通信費 10,000 円	38,100 円 通信費 10,000 円
非課税世帯・第2子以降 (生業扶助受給世帯を除く)	138,000 円 通信費 10,000 円	

※通信費について

- オンライン授業・家庭学習等、オンライン学習のための通信費が発生している場合には、通信費分として、10,000 円が加算されます。(生活保護世帯は生業扶助で措置されるため対象外)

3 申請方法（対象となる区分に応じて異なります）

下表の共通と該当する世帯区分の書類を確認の上、事務室担当者までご提出ください。

世帯区分	提出書類等
共通	(1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (2) 口座振込依頼書（申請者本人の口座で、通帳の表紙のコピーを添付）
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	(3) 保護者等（父母等）の令和2年度の課税（非課税）証明書等（写しも可） ※無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明書の写しが必要 です。 (4) 対象高校生等以外の、15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養している子の健康保険証の写し (5) オンライン学習の通信費に係る誓約書
生業扶助受給世帯	(3) 基準日現在、生業扶助の措置状況が確認できる書類（写しも可）

4 支給方法 **審査により支給が決定され次第、宮城県より指定口座に振り込まれます。**

5 その他

- 事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時返還と違約金が課せられます。
- 宮城県では高等学校等就学支援金申請時にマイナンバー等を提出いただいた方について、就学支援金の認定結果に係る情報を、高校生等奨学給付金の周知や申請の催促に利用する場合があります。

提出期限	令和2年8月25日（火）まで
提出先・問合せ先	事務室 担当 庄司 良佑